官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働六〇）　二

〔その他告示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（総務一六三）　二
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（同一六四）　二
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（中央選挙管理会七）　二
○令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（同八）　二
○司法書士法第三条第二項第一号の研修の指定（法務八七）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同八八）　三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに北海道西部系群Ｂ海域、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら北海道本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七二七）　四
○農薬を登録した件（同七二八）　五
○農薬の登録が失効した件（同七二九）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三八〇）　六
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同三八一）　七
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（同三八二）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同三八三）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同三八四）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同三八五）　八
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一二二）　九
○道路に関する件（関東地方整備局一五六）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局六六、六七）　九
○道路に関する件（四国地方整備局三二）　九

〔国会事項〕
○法務省　一〇

〔人事異動〕
法務省　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇

労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（東北運輸局最低賃金公示三）　一〇
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　一一

日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二四）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一六

省　令

○厚生労働省令第六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～七十七　（略）	一～七十七　（略）
七十八　エチル＝一―（二―フェニルエチル）―一Ｈ―イミダゾール―五―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
七十九～三百四十九　（略）	七十八～三百四十八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百六十三号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和七年総務省告示第三十一号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十六日

総務大臣　村上誠一郎

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
令和七年四月十四日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本保守党	
	本部の所在地	東京都千代田区麹町二―二―三一麹町サンライズビル五階	東京都江東区門前仲町一―一一―七仲町塚本ビル三階

○総務省告示第百六十四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和七年総務省告示第三十二号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十六日

総務大臣　村上誠一郎

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
令和七年四月十四日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本保守党	
	本部の所在地	東京都千代田区麹町二―二―三一麹町サンライズビル五階	東京都江東区門前仲町一―一一―七仲町塚本ビル三階

○中央選挙管理会告示第七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和七年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
令和七年四月十四日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本保守党	
	本部の所在地	東京都千代田区麹町二―二―三一麹町サンライズビル五階	東京都江東区門前仲町一―一一―七仲町塚本ビル三階

○中央選挙管理会告示第八号

令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の七第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
令和七年四月三十日	日本保守党	保守党	東京都千代田区麹町二―二―三一麹町サンライズビル五階	百田　尚樹
令和七年四月三十日	公明党	公明	東京都新宿区南元町一七番地	斉藤　鉄夫
令和七年四月三十日	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町一丁目一一番二三号	石破　茂
令和七年四月三十日	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二六番七号	田村　智子
令和七年四月三十日	国民民主党	民主党	東京都千代田区永田町二丁目一七番一七号ＪＢＳ永田町	玉木雄一郎
令和七年五月一日	社会民主党	社民党	東京都中央区湊三―一八―一七マルキ榎本ビル五階	福島　瑞穂
令和七年五月一日	参政党	参政	東京都港区赤坂三―四―三赤坂マカベビル五階	神谷　宗幣
令和七年五月一日	れいわ新選組	れいわ	東京都千代田区麹町二丁目五番地二〇押田ビル四階	山本　太郎
令和七年五月一日	日本維新の会	維新	大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六　三栄長堀ビル	吉村　洋文

令和七年五月一日　みんなでつくる党　東京都千代田区永田町二丁目九―六　十　大津　綾香
全ビル四〇五
令和七年五月二日　立憲民主党　東京都千代田区永田町一―一一―一　三　野田　佳彦
民主党　宅坂ビル

○法務省告示第八十七号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

令和七年五月十六日　法務大臣　鈴木　馨祐

一　実施法人　日本司法書士会連合会
二　名　称　第二十四回司法書士特別研修
三　期　間　令和七年五月二十一日から同年六月二十九日まで
四　内　容　基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義を実施する。

○法務省告示第八十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月十六日　法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所
千葉県土地家屋調査士会
千葉県千葉市中央区中央港一丁目二十三番二十五号

変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

変更の認証年月日
令和七年五月七日

○農林水産省告示第七百二十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年六月四日農林水産省告示第千百号（特定水産資源（まさば及びまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年五月十六日　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和６管理年度（令和６年７月１日から令和７年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分：まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） 大臣管理漁獲可能量：15,064 第二～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和６管理年度（令和６年７月１日から令和７年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分：まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） 大臣管理漁獲可能量：120,400 第二～第十一　（略）

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和６管理年度（令和６年７月１日から令和７年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分：まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） 大臣管理漁獲可能量：28,300 第二～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和６管理年度（令和６年７月１日から令和７年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分：まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） 大臣管理漁獲可能量：120.236 第二～第十一　（略）

○農林水産省告示第七百二十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年四月二十三日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年五月十六日　農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24964	ＢＴ粒剤	ベニカナチュラルベイト	東京都中央区日本橋小網町１番８号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　梅田公利
24965	チリカブリダニ剤	チリカ・ワーカー２	兵庫県神戸市灘区新在家南町一丁目２番１号　小泉製麻株式会社　取締役社長　小泉康史

○農林水産省告示第七百二十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年五月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

令和７年３月３日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18591	イマゾスルフロン・ダイムロン・ピリブチカルブ水和剤	ＳＤＳアワードフロアブル	東京都千代田区神田練塀町３番地　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック代表取締役社長　阿部徹
21503	スタイナーネマ　カーポカプサエ剤	バイオセーフ	〃
22785	スタイナーネマ　グラセライ剤	バイオトピア	〃
23147	インダノファン・ピラクロニル・ベンゾビシクロン水和剤	ＳＤＳライジンパワーフロアブル	〃

令和７年３月４日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18590	イマゾスルフロン・ダイムロン・ピリブチカルブ水和剤	アワードフロアブル	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　岩田圭一

令和７年３月６日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14300	プロベナゾール粒剤	サンケイオリゼメート粒剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

令和７年３月11日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15707	クロルメコート液剤	サイコセル	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　石田博基

令和７年３月12日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
13952	ＣＡＴ水和剤	シマジンフロアブル	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
15434	ＣＡＴ水和剤	シマジン	〃
15436	ＣＡＴ粒剤	シマジン粒剤１	〃
22618	テフリルトリオン・ピラクロニル粒剤	ゲットスター１キロ粒剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
22619	テフリルトリオン・ピラクロニル水和剤	ゲットスターフロアブル	〃
22728	テフリルトリオン・ピラクロニル粒剤	ゲットスタージャンボ	〃
23141	テフリルトリオン・ピラクロニル水和剤	ゲットスター顆粒	〃
24381	テニルクロール・ピラクロニル・ベンゾビシクロン水和剤	パピリカフロアブル	〃

令和７年３月17日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
4803	ジメトエート乳剤	住化ジメトエート乳剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　岩田圭一
6006	ジベレリン液剤	ジベレリン協和液剤	〃
6007	ジベレリン水溶剤	ジベレリン協和粉末	〃
8212	カルタップ粉剤	パダン粉剤	〃
14397	ジメトエート粒剤	ジメトエート粒剤	〃
14434	ジベレリン塗布剤	ジベレリン協和ペースト	〃
15372	プロシミドン・ＴＰＮ水和剤	住化ダコレックス水和剤	〃
15470	フェンバレレート・マラソン乳剤	ハクサップ乳剤	〃
15697	ジベレリン水溶剤	ジベレリン協和錠剤	〃
16760	エトフェンプロックス・カルタップ粉剤	パダントレボン粉剤ＤＬ	〃
16934	エトフェンプロックス・カルタップ・バリダマイシン粉剤	パダントレバリダ粉剤ＤＬ	〃
18232	エトフェンプロックス・フェリムゾン・フサライド水和剤	ブラシントレボン水和剤	〃
19277	カルタップ粒剤	パダン１キロ粒剤	〃
19393	カルタップ・フラメトピル粒剤	パダンリンバー粒剤	〃
20349	グルホシネート・フルミオキサジン水和剤	グランドボーイＷＤＧ	〃
21820	チウラム・ＴＰＮ水和剤	ＳＴダコグリーン	〃
21903	アセフェート水溶剤	スミフェート水溶剤	〃
23204	クロチアニジン・クロラントラニリプロール・イソチアニル・フラメトピル粒剤	サイクルヒット箱粒剤	〃
24769	ピリダクロメチル水和剤	ワイルドカード	〃

令和７年３月21日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24028	テフリルトリオン・ピラクロニル・ペノキスラム粒剤	ドンピシャ１キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和

令和７年３月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
3663	ＣＡＴ水和剤	シマジン	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
5820	ＣＡＴ粒剤	日産シマジン粒剤１	〃
6602	ＣＡＴ水和剤	シマジン	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
7038	ＣＡＴ粒剤	シマジン粒剤１	〃
16417	イミノクタジン酢酸塩・チウラム水和剤	ミステラン水和剤	〃

令和７年３月31日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24271	イミノクタジン酢酸塩・テブコナゾール水和剤	シルベフフロアブル	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司
24272	イミノクタジン酢酸塩・テブコナゾール水和剤	ホクサンシルベフフロアブル	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

○国土交通省告示第三百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上北手荒巻沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

秋田県秋田市上北手荒巻字前田、字荒巻、字鳥越及び同市楢山字石塚谷地の区域内の土地のうち、次の一点から六十点までを順次結んだ線及び一点と六十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三九度四一分三八秒五四八六　東経一四〇度〇八分三〇秒一二〇一

二点　北緯三九度四一分三八秒五四八九　東経一四〇度〇八分三〇秒二七八三

三点　北緯三九度四一分三八秒四四六九　東経一四〇度〇八分三〇秒五六〇二

四点　北緯三九度四一分三八秒八〇五一　東経一四〇度〇八分三〇秒八二九五

五点　北緯三九度四一分三八秒八四六七　東経一四〇度〇八分三一秒二九五五

六点　北緯三九度四一分三八秒六九七一　東経一四〇度〇八分三一秒三九五四

七点　北緯三九度四一分三八秒三〇三九　東経一四〇度〇八分三一秒四五四九

八点　北緯三九度四一分三八秒一一四一　東経一四〇度〇八分三一秒四一四六

九点　北緯三九度四一分三八秒〇二九二　東経一四〇度〇八分三一秒六一五七

十点　北緯三九度四一分三七秒九九八　東経一四〇度〇八分三二秒三七五〇

十一点　北緯三九度四一分三七秒三一五三　東経一四〇度〇八分三二秒四七四七

十二点　北緯三九度四一分三七秒〇二七六　東経一四〇度〇八分三三秒二七一

十三点　北緯三九度四一分三七秒〇一一二　東経一四〇度〇八分三三秒五九八七

十四点　北緯三九度四一分三七秒〇二〇九　東経一四〇度〇八分三四秒五三三三

十五点　北緯三九度四一分三七秒〇四二二　東経一四〇度〇八分三四秒六五七二

十六点　北緯三九度四一分三六秒八七四七　東経一四〇度〇八分三五秒三四二四

十七点　北緯三九度四一分三七秒〇三八〇　東経一四〇度〇八分三五秒七九一四

十八点　北緯三九度四一分三七秒五四三三　東経一四〇度〇八分三六秒三三七六

十九点　北緯三九度四一分三七秒七四五二　東経一四〇度〇八分三六秒四九一一

二十点　北緯三九度四一分三七秒七一八〇　東経一四〇度〇八分三六秒六五四四

二十一点　北緯三九度四一分三六秒九四〇六　東経一四〇度〇八分三六秒六〇九一

二十二点　北緯三九度四一分三六秒六六六三　東経一四〇度〇八分三六秒一〇〇九

二十三点　北緯三九度四一分三六秒四〇〇二　東経一四〇度〇八分三五秒四二三二

二十四点　北緯三九度四一分三六秒〇二八一　東経一四〇度〇八分三四秒九四七〇

二十五点　北緯三九度四一分三六秒〇四六七　東経一四〇度〇八分三四秒八三四六

二十六点　北緯三九度四一分三五秒八五九二　東経一四〇度〇八分三四秒五一三八

二十七点　北緯三九度四一分三五秒九九〇三　東経一四〇度〇八分三三秒九〇一四

二十八点　北緯三九度四一分三六秒一四八八　東経一四〇度〇八分三二秒九七六六

二十九点　北緯三九度四一分三六秒四二九六　東経一四〇度〇八分三一秒八九五〇

三十点　北緯三九度四一分三六秒五五一三　東経一四〇度〇八分三〇秒七八六九

三十一点　北緯三九度四一分三六秒四一一四　東経一四〇度〇八分三〇秒二三五六

三十二点　北緯三九度四一分三六秒二六六七　東経一四〇度〇八分二九秒四〇三九

三十三点　北緯三九度四一分三六秒二六四五　東経一四〇度〇八分二九秒一〇三五

三十四点　北緯三九度四一分三五秒二一七五　東経一四〇度〇八分二九秒二七一九

三十五点　北緯三九度四一分三五秒七〇二七　東経一四〇度〇八分二九秒五八九五

三十六点　北緯三九度四一分三五秒八四二六　東経一四〇度〇八分二九秒二三一二

三十七点　北緯三九度四一分三五秒〇七八七　東経一四〇度〇八分二九秒一八九九

三十八点　北緯三九度四一分三五秒二九秒二七七三　東経一四〇度〇八分二九秒二一四八

三十九点　北緯三九度四一分三八秒〇八九〇　東経一四〇度〇八分二九秒五九九二

四十点　北緯三九度四一分三八秒三八五六　東経一四〇度〇八分二九秒七九三二

四十一点　北緯三九度四一分三八秒四八五三　東経一四〇度〇八分二九秒六九八六

四十二点　北緯三九度四一分三八秒五九五八　東経一四〇度〇八分二九秒一七六九

四十三点　北緯三九度四一分三八秒六九六八　東経一四〇度〇八分二九秒〇〇七九

四十四点　北緯三九度四一分三八秒七九四〇　東経一四〇度〇八分二八秒七六二〇

四十五点　北緯三九度四一分三八秒八一二二　東経一四〇度〇八分二八秒七一一七

四十六点　北緯三九度四一分三八秒八五三三　東経一四〇度〇八分二八秒五九七九

四十七点　北緯三九度四一分三八秒〇五一二　東経一四〇度〇八分二八秒五六〇四

四十八点　北緯三九度四一分三八秒一八三五　東経一四〇度〇八分二八秒四五五八

四十九点　北緯三九度四一分三八秒四三五九　東経一四〇度〇八分二八秒四四六四

五十点　北緯三九度四一分三八秒七七八三　東経一四〇度〇八分二八秒五六〇六

五十一点　北緯三九度四一分四〇秒〇六五六　東経一四〇度〇八分二八秒五四六四

五十二点　北緯三九度四一分四〇秒〇七六九　東経一四〇度〇八分二八秒五五二二

五十三点　北緯三九度四一分四〇秒二一一〇　東経一四〇度〇八分二八秒八六〇八

五十四点　北緯三九度四一分四〇秒〇一三一　東経一四〇度〇八分二八秒九八八三

五十五点　北緯三九度四一分三九秒七七一七八　東経一四〇度〇八分二八秒九六五四

五十六点　北緯三九度四一分三九秒四四五三　東経一四〇度〇八分二八秒八七一八

五十七点　北緯三九度四一分三九秒二三一六　東経一四〇度〇八分二八秒八九一四

五十八点　北緯三九度四一分三九秒一〇五五　東経一四〇度〇八分二九秒一三〇九

五十九点　北緯三九度四一分三九秒〇一九七　東経一四〇度〇八分二九秒四九三〇

六十点　北緯三九度四一分三九秒八九一七　東経一四〇度〇八分二九秒八一二五

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中山沢一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

秋田県秋田市豊岩小山字中山、字小山沢及び同市豊岩豊巻字小山境の区域内の土地のうち、次の一点から四十三点までを順次結んだ線及び一点と四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三九度三八分〇五秒八九一四　東経一四〇度〇七分二八秒五七〇三

二点　北緯三九度三八分〇五秒七三七六　東経一四〇度〇七分二八秒四九九六

三点　北緯三九度三八分〇五秒四一八〇　東経一四〇度〇七分二八秒二四九二

四点　北緯三九度三八分〇五秒二一二三　東経一四〇度〇七分二八秒〇六八七

五点　北緯三九度三八分〇五秒〇七六〇　東経一四〇度〇七分二七秒九三五二

六点　北緯三九度三八分〇四秒八一七五　東経一四〇度〇七分二七秒六六九一

七点　北緯三九度三八分〇四秒五七八七　東経一四〇度〇七分二七秒四三四五

八点　北緯三九度三八分〇四秒三七九七　東経一四〇度〇七分二七秒一六九九

九点　北緯三九度三八分〇三秒七三四二　東経一四〇度〇七分二六秒九二二六

十点　北緯三九度三八分〇三秒九三三〇　東経一四〇度〇七分二六秒七九三三

十一点　北緯三九度三八分〇三秒七〇〇一　東経一四〇度〇七分二六秒五六八三

十二点　北緯三九度三八分〇三秒五四〇二　東経一四〇度〇七分二六秒四三八二

十三点　北緯三九度三八分〇三秒二七三二　東経一四〇度〇七分二六秒一六九九

十四点　北緯三九度三八分〇二秒七六六一　東経一四〇度〇七分二五秒五九四九

十五点　北緯三九度三八分〇二秒六一九〇　東経一四〇度〇七分二五秒四〇三五

十六点　北緯三九度三八分〇一秒五〇三九　東経一四〇度〇七分二四秒六八四六

十七点　北緯三九度三八分〇〇秒七七〇三　東経一四〇度〇七分二四秒〇五六八

十八点　北緯三九度三八分〇〇秒三九六四　東経一四〇度〇七分二三秒〇三六四

十九点　北緯三九度三七分五九秒八七八三　東経一四〇度〇七分二二秒六六三七

二十点　北緯三九度三七分五九秒九五六八　東経一四〇度〇七分二一秒三八四二

二十一点　北緯三九度三七分〇〇秒二〇七九　東経一四〇度〇七分二一秒四九五四

二十二点　北緯三九度三八分〇〇秒九六五四　東経一四〇度〇七分二〇秒九一〇五
二十三点　北緯三九度三八分〇一秒九七〇二　東経一四〇度〇七分二一秒三三二一
二十四点　北緯三九度三八分〇二秒一八六〇　東経一四〇度〇七分二一秒四七五二
二十五点　北緯三九度三八分〇二秒七〇五七　東経一四〇度〇七分二二秒二七二八
二十六点　北緯三九度三八分〇二秒九〇五二　東経一四〇度〇七分二二秒四六〇五
二十七点　北緯三九度三八分〇二秒三七六八　東経一四〇度〇七分二三秒七〇九六
二十八点　北緯三九度三八分〇二秒二四五〇　東経一四〇度〇七分二三秒九九三一
二十九点　北緯三九度三八分〇二秒五一〇一　東経一四〇度〇七分二四秒二五四九
三十点　北緯三九度三八分〇二秒七三六二　東経一四〇度〇七分二四秒五五六九
三十一点　北緯三九度三八分〇二秒七五六三　東経一四〇度〇七分二四秒五八三七
三十二点　北緯三九度三八分〇二秒七四〇七　東経一四〇度〇七分二四秒七九八八
三十三点　北緯三九度三八分〇二秒八一四四　東経一四〇度〇七分二四秒八四九九
三十四点　北緯三九度三八分〇二秒八四九九　東経一四〇度〇七分二五秒〇〇三四
三十五点　北緯三九度三八分〇二秒九四一三　東経一四〇度〇七分二五秒二〇五七
三十六点　北緯三九度三八分〇三秒一五七四　東経一四〇度〇七分二五秒五一六九
三十七点　北緯三九度三八分〇三秒四七一三　東経一四〇度〇七分二五秒八四二二
三十八点　北緯三九度三八分〇三秒六九九〇　東経一四〇度〇七分二六秒一二〇〇
三十九点　北緯三九度三八分〇四秒五五八一　東経一四〇度〇七分二六秒九三八六
四十点　北緯三九度三八分〇五秒〇〇〇四　東経一四〇度〇七分二七秒三七二六
四十一点　北緯三九度三八分〇五秒二四五八　東経一四〇度〇七分二七秒六二七五
四十二点　北緯三九度三八分〇五秒五九〇一　東経一四〇度〇七分二七秒九四五六
四十三点　北緯三九度三八分〇六秒〇六三二　東経一四〇度〇七分二八秒二六五二

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二タ子沢沢一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
秋田県秋田市上北手百崎字二タ子沢、同市上北手猿田字苗代沢及び同市南ケ丘二丁目の区域内の土地のうち、次の一点から五十七点までを順次結んだ線及び一点と五十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯三九度四一分一六秒五〇五二　東経一四〇度〇九分一八秒一八二〇
二点　北緯三九度四一分一六秒九五五三　東経一四〇度〇九分一八秒一五六八
三点　北緯三九度四一分一七秒一一八一　東経一四〇度〇九分一八秒八六五二
四点　北緯三九度四一分一六秒八二〇三　東経一四〇度〇九分一九秒三四二三
五点　北緯三九度四一分一六秒八八四六　東経一四〇度〇九分二〇秒九五六八
六点　北緯三九度四一分一七秒一三六五　東経一四〇度〇九分二一秒〇八八四
七点　北緯三九度四一分一七秒一七四二　東経一四〇度〇九分二一秒三一四六
八点　北緯三九度四一分一六秒八七七五　東経一四〇度〇九分二一秒六六九五
九点　北緯三九度四一分一七秒一七二〇　東経一四〇度〇九分二二秒六〇一〇
十点　北緯三九度四一分一六秒九九一五　東経一四〇度〇九分二二秒八四三〇
十一点　北緯三九度四一分一六秒二四一六　東経一四〇度〇九分二二秒二二五九
十二点　北緯三九度四一分一五秒二一〇五　東経一四〇度〇九分一九秒六二五六
十三点　北緯三九度四一分一四秒九六七三　東経一四〇度〇九分一九秒六二八〇
十四点　北緯三九度四一分一四秒八〇一一　東経一四〇度〇九分一九秒七一五五
十五点　北緯三九度四一分一四秒六七五二　東経一四〇度〇九分一九秒七八四四
十六点　北緯三九度四一分一四秒四六〇六　東経一四〇度〇九分一九秒七一三七
十七点　北緯三九度四一分一四秒一六三一　東経一四〇度〇九分一九秒六一三八
十八点　北緯三九度四一分一三秒九五四一　東経一四〇度〇九分一九秒七二七〇
十九点　北緯三九度四一分一三秒八八九六　東経一四〇度〇九分一九秒三九二七
二十点　北緯三九度四一分一三秒八一六七　東経一四〇度〇九分一九秒一七九九
二十一点　北緯三九度四一分一三秒七一七〇　東経一四〇度〇九分一九秒一一二四
二十二点　北緯三九度四一分一三秒六一六七　東経一四〇度〇九分一九秒一七七四
二十三点　北緯三九度四一分一三秒四〇一七　東経一四〇度〇九分一九秒二五五三
二十四点　北緯三九度四一分一三秒二八四七　東経一四〇度〇九分一九秒五二八四
二十五点　北緯三九度四一分一三秒二二六八　東経一四〇度〇九分一九秒五〇六三
二十六点　北緯三九度四一分一三秒二二一九　東経一四〇度〇九分一九秒五〇四四
二十七点　北緯三九度四一分一三秒二九九四　東経一四〇度〇九分一九秒一九五九
二十八点　北緯三九度四一分一三秒三八八三　東経一四〇度〇九分一八秒九二五三
二十九点　北緯三九度四一分一三秒五〇三五　東経一四〇度〇九分一八秒六二四八
三十点　北緯三九度四一分一三秒五六〇六　東経一四〇度〇九分一八秒五〇五二
三十一点　北緯三九度四一分一三秒六〇五九　東経一四〇度〇九分一八秒四一〇二
三十二点　北緯三九度四一分一三秒六二五四　東経一四〇度〇九分一八秒三七〇九
三十三点　北緯三九度四一分一三秒六三一七　東経一四〇度〇九分一八秒三八三四
三十四点　北緯三九度四一分一三秒七一四五　東経一四〇度〇九分一八秒五四五八
三十五点　北緯三九度四一分一三秒七七一六　東経一四〇度〇九分一八秒六五三三
三十六点　北緯三九度四一分一三秒九五一八　東経一四〇度〇九分一八秒六七六四
三十七点　北緯三九度四一分一三秒六〇五二　東経一四〇度〇九分一八秒六八九一
三十八点　北緯三九度四一分一四秒一四四五　東経一四〇度〇九分一八秒六八三〇
三十九点　北緯三九度四一分一四秒二〇九六　東経一四〇度〇九分一八秒六七六三
四十点　北緯三九度四一分一四秒二四四一　東経一四〇度〇九分一八秒六七三〇
四十一点　北緯三九度四一分一四秒二九二三　東経一四〇度〇九分一八秒六五八四
四十二点　北緯三九度四一分一四秒三五〇八　東経一四〇度〇九分一八秒六一一五

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三吉沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
秋田県仙北郡美郷町千屋字中小森の区域内の土地のうち、次の一点から五十六点までを順次結んだ線及び一点と五十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯三九度二七分四五秒三一九七　東経一四〇度三六分〇四秒二三九一
二点　北緯三九度二七分四五秒〇五五五　東経一四〇度三六分〇四秒七七五五
三点　北緯三九度二七分四四秒五七五〇　東経一四〇度三六分〇五分三一七二
四点　北緯三九度二七分四三分七三三二　東経一四〇度三六分〇五秒八一八三
五点　北緯三九度二七分四三秒二〇六二　東経一四〇度三六分〇六秒一六六〇

六点　北緯三九度二七分四二秒七九四〇　東経一四〇度三六分〇六秒七六八六
七点　北緯三九度二七分四二秒三九五六　東経一四〇度三六分〇七秒四二九〇
八点　北緯三九度二七分四一秒八八七三　東経一四〇度三六分〇八秒四五七二
九点　北緯三九度二七分四一秒四三七二　東経一四〇度三六分〇九秒五七一四
十点　北緯三九度二七分四〇秒八五二八　東経一四〇度三六分一〇秒八七五一
十一点　北緯三九度二七分四〇秒五一七一　東経一四〇度三六分一二秒〇五六一
十二点　北緯三九度二七分三八秒三一六六　東経一四〇度三六分一三秒五〇六五
十三点　北緯三九度二七分三七秒〇九九八　東経一四〇度三六分一四秒九三五一
十四点　北緯三九度二七分三六秒三二八五　東経一四〇度三六分一四秒一七三三
十五点　北緯三九度二七分三六秒九九九五　東経一四〇度三六分一二秒五八二四
十六点　北緯三九度二七分三六秒六二八四　東経一四〇度三六分一二秒〇二一九
十七点　北緯三九度二七分三六秒六八二八　東経一四〇度三六分一一秒六三一三
十八点　北緯三九度二七分三七秒一〇一九　東経一四〇度三六分一一秒四三九四
十九点　北緯三九度二七分三八秒二〇五六　東経一四〇度三六分一一秒六一五六
二十点　北緯三九度二七分三八秒五五五三　東経一四〇度三六分一一秒一〇八七
二十一点　北緯三九度二七分三八秒四二六五　東経一四〇度三六分一〇秒三二二六
二十二点　北緯三九度二七分三八秒一一六一　東経一四〇度三六分〇九秒七九四九
二十三点　北緯三九度二七分三七秒四一九七　東経一四〇度三六分〇九秒八三〇七
二十四点　北緯三九度二七分三七秒七〇八五　東経一四〇度三六分〇九秒一二四九
二十五点　北緯三九度二七分三九秒二三一七　東経一四〇度三六分〇八秒六五八六
二十六点　北緯三九度二七分三九秒五一八四　東経一四〇度三六分〇八秒九二一〇
二十七点　北緯三九度二七分四〇秒一四八七　東経一四〇度三六分〇八秒五〇九一
二十八点　北緯三九度二七分四一秒〇七三一　東経一四〇度三六分〇七秒五六三七

二十九点　北緯三九度二七分四一秒二四五八　東経一四〇度三六分〇七秒五五七一
三十点　北緯三九度二七分四一秒三五〇五　東経一四〇度三六分〇七秒六三二六
三十一点　北緯三九度二七分四一秒三二八七　東経一四〇度三六分〇七秒七四五五
三十二点　北緯三九度二七分四一秒三四九二　東経一四〇度三六分〇八秒〇〇〇七
三十三点　北緯三九度二七分四一秒三二四七　東経一四〇度三六分〇八秒〇五六七
三十四点　北緯三九度二七分四一秒四四五五　東経一四〇度三六分〇八秒二二四七
三十五点　北緯三九度二七分四一秒八五四七　東経一四〇度三六分〇七秒八〇四〇
三十六点　北緯三九度二七分四一秒九五六八　東経一四〇度三六分〇七秒五六二四
三十七点　北緯三九度二七分四二秒二〇一六　東経一四〇度三六分〇七秒六二六一
三十八点　北緯三九度二七分四二秒四三〇三　東経一四〇度三六分〇六秒八八八九
三十九点　北緯三九度二七分四二秒四五一七　東経一四〇度三六分〇六秒七五五二
四十点　北緯三九度二七分四二秒六〇五一　東経一四〇度三六分〇六秒五七〇九
四十一点　北緯三九度二七分四二秒八四五〇　東経一四〇度三六分〇六秒二二九二
四十二点　北緯三九度二七分四二秒八九〇八　東経一四〇度三六分〇六秒〇四七八
四十三点　北緯三九度二七分四三秒〇三二四　東経一四〇度三六分〇五秒九〇二八
四十四点　北緯三九度二七分四三秒〇九七六　東経一四〇度三六分〇五秒八三四一
四十五点　北緯三九度二七分四三秒二七〇五　東経一四〇度三六分〇五秒六九五五
四十六点　北緯三九度二七分四三秒五一二九　東経一四〇度三六分〇五秒五七二〇
四十七点　北緯三九度二七分四三秒五四三六　東経一四〇度三六分〇五秒四三八四
四十八点　北緯三九度二七分四三秒六〇五二　東経一四〇度三六分〇五秒四一〇八
四十九点　北緯三九度二七分四四秒二二三六　東経一四〇度三六分〇四秒九四四四
五十点　北緯三九度二七分四四秒四七八三　東経一四〇度三六分〇四秒九四四四
五十一点　北緯三九度二七分四四秒六七四三　東経一四〇度三六分〇四秒八三六四

五十二点　北緯三九度二七分四四秒七二七三　東経一四〇度三六分〇四秒七三五五
五十三点　北緯三九度二七分四四秒八二三八　東経一四〇度三六分〇四秒四五七四
五十四点　北緯三九度二七分四四秒八六〇二　東経一四〇度三六分〇四秒二八三八
五十五点　北緯三九度二七分四四秒八〇三八　東経一四〇度三六分〇四秒一六七四
五十六点　北緯三九度二七分四四秒八四二一　東経一四〇度三六分〇四秒〇五三一

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯ノ沢ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

秋田県仙北郡美郷町金沢東根字赤長根、字上湯ノ沢、字上下村及び字湯ノ沢の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三九度二六分〇八秒八四一一
二点　北緯三九度二六分一〇秒六六七一
三点　北緯三九度二六分一一秒三二四九
四点　北緯三九度二六分一一秒八三七八
五点　北緯三九度二六分二一秒六八七九
六点　北緯三九度二六分一二秒四四三七
七点　北緯三九度二六分一三秒一二六
八点　北緯三九度二六分一五秒〇三一八
九点　北緯三九度二六分一五秒九七八八
十点　北緯三九度二六分一六秒六二六六
十一点　北緯三九度二六分一七秒四七四八
十二点　北緯三九度二六分一六秒〇八五二
十三点　北緯三九度二六分一四秒〇〇一九
十四点　北緯三九度二六分一一秒八三〇〇
十五点　北緯三九度二六分二六秒八九〇〇
十六点　北緯三九度二六分〇九秒九九八七
十七点　北緯三九度二六分〇五秒六八〇八
十八点　北緯三九度二六分〇四秒〇六九一
十九点　北緯三九度二六分〇七秒九一四八
二十点　北緯三九度二六分〇七秒七四五三

○国土交通省告示第三百八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、同法第二十五条の七十において準用する同条六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日　国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日
二　登録番号　2
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Nick Brown
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜）	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーA10階

横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階

○国土交通省告示第三百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日

二　登録番号　２

三　登録の更新を受けた証書発給船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited

四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

五　代表者の氏名　Nick Brown

六　証書発給を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階

○国土交通省告示第三百八十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日

二　登録番号　２

三　登録の更新を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited

四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

五　代表者の氏名　Nick Brown

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜）	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階

○国土交通省告示第三百八十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日

二　登録番号　２

三　登録の更新を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited

四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

五　代表者の氏名　Nick Brown

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜）	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階

○国土交通省告示第三百八十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日
二　登録番号　2
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Nick Brown
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜）	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階

○防衛省告示第百二十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和七年五月十六日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする、半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和七年六月二十一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 令和七年六月一日から同月二十日までの間、同年九月一日から同月二十五日までの間及び令和八年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業を禁止
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面	令和七年五月二十五日から同年九月十日までの間、毎日午前六時から午後四時まで	全ての漁船の操業を禁止

○関東地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十六日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	横浜市戸塚区原宿二丁目五七四番三地先から同市戸塚区原宿二丁目六二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十六日

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田大畔六三番から同市寺田庭井三五番三まで	前	二三・六〇～一七八・九五（メートル）	一一・一〇九（キロメートル）
	後	二三・六〇～一七八・九五	一一・一〇九

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	城陽市寺田大畔四九番二から同市寺田庭井三六番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十八日

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町下野尻乙一番一から同町下野尻乙三番一まで	前	一二・一八～一八・九五（メートル）	六〇・六七（キロメートル）
	後	一二・一八～一八・九五	〇・一四七

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

衆　議　院

法律公布奏上通知書受領

五月十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付通知書受領

五月十四日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案通知書受領

五月十四日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

質問書提出

五月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

エンゲル係数に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

質問書転送

五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問主意書

太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問主意書

日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問主意書

外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問主意書

議事日程

五月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号

令和七年五月十五日（木曜日）

午後一時開議

第一　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参　議　院

議案付託

五月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）　総務委員会に付託

公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）　消費者問題に関する特別委員会に付託

議決通知

五月十四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

質問主意書転送

五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一七号）

報告書提出

五月十四日委員長から次の報告書を提出した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

五月十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付及び通知

五月十四日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

人事異動

法　務　省

（丸亀区検察庁副検事）副検事　丸茂　民夫

高松区検察庁副検事に配置換する

（高松区検察庁副検事）同　辻　康朗

丸亀区検察庁副検事に配置換する（以上五月十三日）

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　海上自衛隊第２術科学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）学校長　南　厚

（変更後）学校長　藤井　健一

三　変更年月日　令和七年三月二十四日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上自衛隊第２術科学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）学校長　南　厚

（変更後）学校長　藤井　健一

三　変更年月日　令和七年三月二十四日

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年５月16日

東北運輸局長　川崎　博

１．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「209,700円」を「219,700円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年６月15日から効力を生ずる。

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

1　水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　他の水先区の一級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
釧路水先区	令和七年六月二十日	北海道運輸局（北海道札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎）	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（北海道札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎）郵便番号〇六〇―〇〇四二）	令和七年六月六日（郵送による場合は、六月六日必着）	合格発表日は、地方運輸局より通知する。
伏木水先区	令和七年六月十七日	北陸信越運輸局（新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号新潟美咲合同庁舎二号館）	北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課（新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号新潟美咲合同庁舎二号館）郵便番号九五〇―八五三七）		
田子の浦水先区	令和七年六月二十四日	中部運輸局（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一館）郵便番号四六〇―八五二八）		
佐世保水先区、島原海湾水先区及び鹿児島水先区	令和七年六月十七日	九州運輸局（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎新館）郵便番号八一二―〇〇一三）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

2　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

千葉県市原市五井海岸１番２**五井ユナイテッドジェネレーション合同会社**の工場財団に、千葉県市原市五井海岸１番五井火力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月16日

千葉地方法務局市原出張所

有権者申出方

元当局所属公証人齋木稔久の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月16日　　京都地方法務局

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２４号
東京都千代田区神田佐久間町４丁目22番１号
清算株式会社　株式会社徳禅庵
代表清算人　海庵　誠二
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和５年（ヒ）第２０５７号
東京都渋谷区渋谷１丁目１番16号
清算株式会社　株式会社ＴＡＫＥ　ＯＦＦ　７
１　決定年月日　令和７年４月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００９号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目５－５ＳＫ茅場町ビル８階
清算株式会社　株式会社ジェイエスティソリューションズ
代表清算人　黒岩　義浩
１　決定年月日　令和７年４月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ジェイエスティソリューションズ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
２　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
３　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
長崎市築町５番10号
清算株式会社　株式会社ＩＳ
代表清算人　井上　　勤
１　決定年月日　令和７年４月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　協定債権者長崎県信用保証協会は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。ただし、この場合において、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社が第３項により行った債務の免除は、弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
長崎地方裁判所

監督命令

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年六月十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　六十三頁（号外第六十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　六十三頁（号外第六十九号）

令和七年五月十六日
東京都港区虎ノ門四丁目一番一三号
（甲）株式会社コムニコ
代表取締役　長谷川直紀
東京都港区虎ノ門四丁目一番一三号
（乙）株式会社ＤＸディライト
代表取締役　守屋　玲央

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十九日
掲載頁　七十三頁（号外第一七一号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年七月二十六日
掲載頁　八頁

令和七年五月十六日
東京都港区西麻布一丁目二番九号
（甲）株式会社ロッピングライフ
代表取締役　中村　雪浩
東京都港区六本木七丁目一八番一八号
（乙）株式会社イッティ
代表取締役　尾崎　雅彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.daiki-axis.com/
（乙）https://www.daiki-axis.com/

令和七年五月十六日
東京都中央区東日本橋二丁目一五番四号
（甲）株式会社ダイキアクシス・サステイナブル・パワー
代表取締役　堀淵　昭洋
埼玉県さいたま市見沼区深作三丁目三番二号
（乙）株式会社メデア
代表取締役　堀淵　昭洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月二十六日

掲載頁　九十五頁（号外第二二四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月三十日

掲載頁　一三五頁（号外第二二八号）

令和七年五月十六日

香川県高松市成合町九三〇番地一〇

（甲）株式会社ティーネットジャパン

代表取締役社長　木本　泰樹

東京都港区芝浦一丁目一番一号

（乙）株式会社ティーネットＨＰシステムズ

代表取締役社長　山根信一郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により西尾レントオール株式会社（乙、住所大阪市中央区東心斎橋一丁目一一番一七号）の海外発電機レンタル事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sacos.co.jp/ir/index.html

（乙）https://www.nishio-rent.co.jp/

令和七年五月十六日

東京都品川区東五反田四丁目五番三号

サコス株式会社

代表取締役　瀬尾　伸一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　（甲）株式会社ＢＣＪ－９４

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（乙）三菱ケミカルグループ株式会社

代表執行役　筑本　学

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアミノ酸事業及びＨＭＯ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一一頁（号外第七十二号）

令和七年五月十六日

東京都中央区晴海一丁目七五番地

（甲）Ｐｌｕｍｉｎｏ精密発酵日本株式会社　代表取締役　下瀬　強

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（乙）協和発酵バイオ株式会社

代表取締役　深田　浩司

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は、乙に甲のヤングカルチャー事業に関する権利義務を、丙に甲のコスメ事業に関する権利義務を承継させ、乙及び丙はそれぞれを承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙・丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

（甲）株式会社ｙｕｔｏｒｉ

代表取締役　片石　貴展

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

（乙）株式会社ＹＺ

代表取締役　舩橋　誠

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号

（丙）株式会社ｐｏｏｌ

代表取締役　片石　貴展

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都小金井市東町五丁目三〇番一号

（乙）合同会社たぬたぬ蓄電

代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

群馬県前橋市千代田町二丁目二―一一ＧＳ合同会社ｓｙｍｐｌ．

レジデンス二Ｆ　代表社員　豊川　雄太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社サムライ・メディアワークスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

埼玉県所沢市くすのき台二丁目二一番六号三一三

合同会社サムライ・メディアワークス

代表社員　杉田　求

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

埼玉県朝霞市膝折町二丁目五番二号

合同会社エコロジカル・ライフ・テクノロジー　代表社員　牛山　弘成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目七―一八

形町デュープレックス一一〇二

合同会社ゼロイチスタート

代表社員　諸藤　哲耀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十八日であり、組織変更後の商号はＮＥＸＴＳＨＩＰ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

名古屋市中区栄三丁目三二番二二号

ＮＥＸＴＳＨＩＰ合同会社

代表社員　中根　由尚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

名古屋市中村区平池町四―六〇―五ロイヤルパークスｅｒさとま一三三一号室

ｄａｔａｒｅｉｎ合同会社

代表社員　吉川　涼也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり組織変更後の商号はベタープレイス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

広島市中区宝町一〇番五号三〇二

ベタープレイス合同会社

代表社員　正本　浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

沖縄県中頭郡北谷町字桑江六〇三番地一二Ｆ

Ｐｌｕｓ．Ｍ合同会社

代表社員　高宮城　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の報告義務はありません。

令和七年五月十六日

千葉市稲毛区作草部一丁目一番七二号

有限会社アスカー事務機

代表取締役　岡田　敦志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百十二万七千五百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　七十三頁（号外第九十四号）

令和七年五月十六日

東京都町田市原町田一丁目七番一七号

ＡＩ確認検査センター株式会社

代表取締役　朝隈　文雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千百七十二万八千二百四十円減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://info.angel-navi.com/company/

令和七年五月十六日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

エクイティファンディング株式会社

代表取締役　白石　陽介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月一日

掲載頁　七十四頁（号外第二五八号）

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階

株式会社ＳＫ―２

代表取締役　清塚　徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億六千六百三十九万七千四十円減少し、九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

ＵＵＭ株式会社

代表取締役　梅景　匡之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七三七四万一六一九円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

株式会社地域銘菓活性化機構

代表取締役　後藤　伸之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十六日

福岡市博多区南本町一丁目三番一一号

有限会社松隈ビル

代表取締役　松隈　孝則

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月一日を効力発生日とする大和建工株式会社及び株式会社大和製作所との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）

令和七年五月十六日

東京都江東区北砂六丁目一九番一三号

株式会社なごみエンタープライズ

代表取締役　北川　竜生

準備金の額の減少公告

当会社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日

静岡県浜松市中央区米津町一一九〇番地

浜液ホールディングス株式会社

代表取締役　山下　洋一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千八百三十八万二千五百五十円、資本準備金の額を三億二千八百三十八万二千五百五十円減少し、それぞれ一億円、九億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　二頁

令和七年五月十六日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

アソビュー株式会社

代表取締役　山野　智久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五九、三七三、二一五円、資本準備金の額を一五〇、〇〇〇、〇〇〇円減少し、それぞれ四〇、六二六、七八五円、〇円とすることにいたしました。

尚、株主総会の決議は令和七年五月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.xiaozhu.jp

令和七年五月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング

ＫＵＡＩＰＡＯ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　王　連涛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千二百五十五万九千百八十七円、資本準備金の額を二億三千二百三十一万九千百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://tsukulink.net

令和七年五月十六日

東京都渋谷区代々木一丁目四番一号

ツクリンク株式会社

代表取締役　内山　達雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二百四十三万六千五百五十円、資本準備金の額を七億六千三百四万七千五百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://cynosbio.com/

令和七年五月十六日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番一五号

ＣｙｎｏｓＢｉｏ株式会社

代表取締役　石川　博樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七五五〇万五〇〇〇円、資本準備金の額を六億七五五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日

東京都文京区向丘一丁目一四番二―二〇六号

株式会社Ｍｉｎｔ

代表取締役　武藤　公明

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一・二五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年五月十六日

東京都千代田区九段南四丁目六番一二号

株式会社石本建築事務所

代表取締役社長　長尾　昌高

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

共栄商事株式会社

代表取締役　矢吹　克明

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年六月二十七日です。

令和七年五月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

共栄商事株式会社

代表取締役　矢吹　克明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十六日

東京都新宿区中里町二七番地

株式会社トライ・エックス

代表取締役　星野　光宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十六日

川崎市中原区木月二丁目二三番二〇号

株式会社タイツウ

代表取締役　谷口　一成

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大原光雄が令和七年六月三十日付で退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

東京都世田谷区深沢七丁目一八番三号グランポート深沢二〇二

Tybourne Capital Advisory Limited

日本における代表者　大原　光雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000846/p6q5/

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＥＲＪ・ホテルＢ・インベストメンツ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百二十五億二千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十九日

掲載頁　四十七頁（号外第二五二号）

令和七年五月十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース・タックス税理士法人内

シード特定目的会社

取締役　壽命　正晃

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇七頁（号外第八十一号）

令和七年五月十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース　タックス税理士法人内

ホワイトベース特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

シラカミ特定目的会社

取締役　佐藤　明彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七百万円減少し二十一億三千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001003/p4o2/

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エーワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千六百万円減少し二十三億六千百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001004/o7x3/

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エーツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十九頁（号外第八十九号）

令和七年五月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

カニスＭＦ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を九億二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

令和七年五月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

オリオンＭＦ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

令和七年五月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

シリウスＭＦ特定目的会社

取締役　関口　陽平

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五二〇―一

株式会社ゴードー確定給付企業年金

清算人　畑中　伸一

正誤

ページ	段	行	誤	正
二四〇	二五一	終りから七	省令第五号	省令第16号
二五五			令和七年一月三十一日（号外第十九号）公布経済産業省令第五号（小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令）	令和七年三月三十一日（号外特第八号）財務省・経済産業省告示第七号（我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準の一部を改正する告示）
（原稿誤り）				
二九	一～二	改正後欄	「競走場」	「競走場」
〃	〃	〃	変更し	変更をし
〃	〃	表中第二欄五	〃	〃
〃	〃	終りから二～一	〃	〃
四七二			六経済産業省告示財務省・経済産業省告示第五号	第　号
（原稿誤り）				
平成二十九年十二月五日（号外第二百六十三号）海上保安庁告示第四十九号（航路標識に関する件）				
（原稿誤り）				
一四二	一五	終りから	一三七―二四―一三七―二三―五三	五三
令和七年四月十一日掲載の静岡家庭裁判所沼津支部に係る令和六年（家）第八一二三号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中				
（原稿誤り）				
一〇二	一八	終りから	浜子	亮子
令和七年四月十四日掲載の熊本家庭裁判所天草支部に係る令和七年（家）第五号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中				
（原稿誤り）				
一二二		六行下から	一巌	一巌
			田藤	田藤